

3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策にかかわる人材の確保に加えて、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。

中柱	小柱・施策	ページ
(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進	① 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施	63
	◇ 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施	63
(2) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上	① かかりつけ医師等への適切なうつ病の患者への対応力向上研修の実施	64
	◇ こころといのちの地域医療支援事業	64
(3) 教職員、児童・生徒に対する普及啓発、研修の実施	① 教職員等を対象とした自殺対策及びメンタルヘルス対策の推進	65
	◇ 自殺対策に関する出前講座	65
	◇ 教職員向け研修会への講師派遣	66
	② 児童・生徒の自殺防止のため教職員の資質向上を図る研修の実施	67
	◇ 県内公立学校への自殺予防の啓発	67
◇ 県内私立学校への自殺予防の啓発	67	
(4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	① 行政担当者等を対象とした自殺対策に関する研修の実施	68
	◇ 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修	69
	◇ ゲートキーパー養成研修	69
	② 地域の人材養成研修の講師を担う指導者養成研修の実施	70
	◇ ゲートキーパーフォローアップ研修	70
	③ 職場におけるメンタルヘルス対策として産業保健関係職員に対する研修の実施	71
	◇ 職域研修会の実施	71

3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

中柱	小柱・施策	ページ
(5) 介護支援専門員等に対する研修	① 介護支援専門員への研修の実施	72
	◇ 介護支援専門員への研修の実施	72
	② 老人クラブ等への研修や情報提供の実施	73
	◇ 老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	73
(6) 民生委員・児童委員への研修	① 民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施	74
	◇ 民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施	74
(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上	① 多重債務相談窓口相談員等への知識、理解の普及啓発	75
	◇ 生活再建支援相談研修	75
(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発	76
	◇ 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	76
(9) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進	① 自殺対策従事者へのこころのケアに関する研修の実施	77
	◇ 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	77
	◇ ゲートキーパー養成研修【再掲】	77
(10) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援	① 支援者への支援	78
	◇ ゲートキーパーフォローアップ研修【再掲】	78
(11) 研修用教材の更新及び普及啓発、新たな対象者向け教材やカリキュラムの作成	① 研修用教材の更新、様々な対象者向け教材の作成	79
	◇ 研修用教材の更新、普及啓発	79

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

① 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施

【現状】

- ・ 県の自殺者数は、平成24年から令和元年まで減少傾向にありましたが、令和2年に増加し、令和3年はやや減少したものの高止まり状態にあります。そうした中、特に10歳代、20歳代の自殺者数は、横ばい状態が続いています。
- ・ 大学生に対しては、自分自身のストレスに気がつくことや、身近な友人、家族の変化に気づき適切な対応をとることができるよう、大学等と連携して、大学生及び教職員を対象としたゲートキーパー養成研修^{※1}を平成26年度から実施しています。

【課題】

- ・ 若年者層が、困難に直面した時に、生きることを選択できるような支援を実践できるように、学生や教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要です。

【施策】

◇ 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施

県内大学等との連携強化を促進し、大学生や大学の教職員に対して、自分や友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。

※1 ゲートキーパー養成研修：身近な人の自殺のサインに気づき、話を聴く、専門家につなげるなど適切な対応ができる人材を養成する研修会。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(2) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

(2) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する 資質の向上

① かかりつけ医師等への適切なうつ病の患者への対応力向上研修の実施

【現状】

- ・ 自殺者の多くが直前に精神疾患にかかっており、中でもうつ病の割合が高くなっています。うつ病の患者は身体の不調を伴い、内科等のかかりつけ医を受診することが多いことから、かかりつけの医師がうつ病の患者に対して適切な対応をとることができるようにするため、身体科の医師を対象に、うつ病についての知識や技術を習得する、「うつ病対応力向上研修」を実施しています。
- ・ 「うつ病対応力向上研修」は、平成 20 年度から県内各地域で実施し、平成 21 年度からは政令市と共同開催し、令和 3 年度までに 3,646 人が受講しています。

【課題】

- ・ うつ病の患者は、最初に身体の不調から内科等のかかりつけ医を受診することが多く、内科等の身体科の医師が、うつ病を早期に発見し、治療につなげるために、かかりつけ医と精神科医との連携をさらに推進していくことが必要です。

【施策】

◇ こころといのちの地域医療支援事業

内科等の身体科の医師が患者のこころの不調に気づき、適切に対応するために、うつ病についての知識や技術を習得する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の継続的な実施に取り組みます。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(3) 教職員、児童・生徒に対する普及啓発、研修の実施

(3) 教職員、児童・生徒に対する普及啓発、研修の実施

① 教職員等を対象とした自殺対策及びメンタルヘルス対策の推進

【現状】

- ・ 県の自殺者数は、平成 24 年から令和元年まで減少傾向にありましたが、令和 2 年に増加し、令和 3 年はやや減少したものの高止まり状態にあります。そうした中、特に 10 歳代、20 歳代の自殺者数は、横ばい状態が続いています。
- ・ 平成 22 年度から、学校において、児童・生徒と日々接する教職員を主な対象として、自殺対策に関する知識等の向上を図り、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応をすることのできる人材を養成するために、「出前講座」*1を実施しています。

【課題】

- ・ 教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるよう、さらに人材養成に取り組む必要があります。
- ・ 児童・生徒等の若年者層が、困難に直面した時に、生きることを選択できるような支援を実践できるように、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要です。
- ・ 児童・生徒等の若年者層に対して、自殺や適切なストレス対処法等について、正しい理解や知識をさらに普及していくことが必要です。

【施策】

◇ 自殺対策に関する出前講座

小学校、中学校、高等学校等において、困難に直面した児童・生徒等が、生きることを選択できるように、教職員向けに自殺対策等に関する知識の普及啓発を図る「出前講座」を実施します。自殺対策等について、専門的な知識のある職員等が、依頼のあった学校に出向いて実施します。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
 - (3) 教職員、児童・生徒に対する普及啓発、研修の実施

◇ 教職員向け研修会への講師派遣

教職員が、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるように、県精神保健福祉センターから教職員向け研修会等に講師を派遣します。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(3) 教職員、児童・生徒に対する普及啓発、研修の実施

② 児童・生徒の自殺防止のため教職員の資質向上を図る研修の実施

【現状】

- ・ 県の10歳代、20歳代の自殺者数は、横ばい状態が続いています。
- ・ 県内公立学校の学校保健関係教職員を対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を行いました。

【課題】

- ・ 児童・生徒が抱えている課題は多様化・複雑化し、表面化しない場合もあります。児童・生徒からの様々なサインに気づき、自殺の未然防止となるよう教職員における子どものSOSを受けとめる力の向上やゲートキーパーについての理解等、資質向上を図る研修を実施する必要があります。

【施策】

◇ 県内公立学校への自殺予防の啓発

県内公立学校の学校保健関係教職員を対象に、引き続き研修を実施するとともに、県内公立学校の初任者及び教育相談コーディネーターを対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図ります。

◇ 県内私立学校への自殺予防の啓発

県内私立学校においても、学校保健関係職員を対象とした研修を実施し、自殺予防に関する意識啓発を図ります。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

(4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

① 行政担当者等を対象とした自殺対策に関する研修の実施

【現状】

- ・ 県では、平成19年度に大和市をモデル地域として、県内で初めて自殺対策の取組みを行い、その後県内全市町村において、地域の特性に応じた自殺対策を行っています。
- ・ 県精神保健福祉センターは、市町村等の自殺対策を担当する行政機関や関係機関の職員を対象に、自殺の現状や対策、自死遺族の支援、自殺未遂者の支援等について必要な情報や知識を普及するために「自殺対策基礎研修」や「ゲートキーパー養成指導者研修」を実施しています。
- ・ 本県では、自殺の現状やメカニズム、TALKの原則^{※1}等を理解し、県民に対してあらゆる場面でゲートキーパーとして役立つ人材を養成するため、庁内職員向けゲートキーパー研修を実施しています。

【課題】

- ・ 地域の特性に応じた自殺対策を推進するためには、自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、地域の人材を養成していく必要があります。
- ・ 地域の行政機関や関係機関の職員に対して、自殺対策を総合的に推進することや、生きることへの支援を行うという視点を普及していく必要があります。

※1 TALKの原則：自殺したいと打ち明けられたり、自殺の危険を感じたりしたときの対応の原則として、カナダの自殺予防の専門家グループがまとめたもの。コミュニケーションで重要な4つの要素の頭文字（Tell、Ask、Listen、Keep safe）。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

【施策】

◇ 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修

行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。

◇ ゲートキーパー養成研修

県は、ゲートキーパー養成研修を開催するとともに、市町村が企画・実施する庁内職員等を対象としたゲートキーパー養成研修の企画への協力や、依頼に応じ講師を務めるなど、行政担当者等の人材養成を推進します。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

② 地域の人材養成研修の講師を担う指導者養成研修の実施

【現状】

- ・ 地域の人材を養成する研修として、行政職員、住民、教職員、介護支援専門員、民生委員・児童委員、健康普及員、消防職員、その他（地域保健・福祉支援関係者、理美容関係者、ボランティア団体・地域団体、企業、学生等）、様々な対象者に対して、ゲートキーパー養成研修を実施しています。
- ・ 県や市町村等が実施したゲートキーパー養成研修の修了者は、全県で、令和3年度までに159,817人となっています。
- ・ 県精神保健福祉センターは、ゲートキーパー養成研修を実施する講師等、指導者の役割を担う行政職員や関係機関の職員の養成を実施しています。

【課題】

- ・ ゲートキーパー養成研修を継続して実施するとともに、養成したゲートキーパーのスキルアップ等、次の段階の取組みが必要です。
- ・ また、講師等指導者の役割を担う行政機関や関係機関の職員に、研修の企画等を行うために必要な情報や知識を伝えることのほか、フォローアップ研修の重要性についても伝えることが必要です。
- ・ 講師等の指導者を担う行政機関や関係機関の職員に対して、自殺対策を総合的に推進することや、生きることへの支援を行うという視点を普及していく必要があります。

【施策】

◇ ゲートキーパーフォローアップ研修

県が実施したゲートキーパー養成研修の修了者に対して、知識の定着及びスキルアップ等を図るためのフォローアップ研修の開催促進に取り組みます。

また、ゲートキーパー養成研修の講師となる行政機関や関係機関の職員が、受講者に応じた研修内容を企画し実施するほか、養成したゲートキーパーのフォローアップ研修を実施するために、生きることへの支援等必要な情報や知識を得るための研修の実施に取り組みます。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

③ 職場におけるメンタルヘルス対策として産業保健関係職員に対する研修の実施

【現状】

- ・ 本県の自殺者数は、勤労世代が多数を占め、令和3年自殺統計では、50歳代が245人と最も多く、40歳代199人、30歳代186人でした。
- ・ 令和3年度、業務による心理的な負荷がかかったことで精神障害を理由とした労災申請の請求件数は171件でした。
- ・ 県は、平成18年度から、各地域において、労働基準監督署等と、事業所の人事管理担当者や健康管理センター等の担当者等、事業所のメンタルヘルスに関わる職員を対象として、職域におけるメンタルヘルス研修会を開催しています。

【課題】

- ・ 職場において、精神的な理由で休職をした方への対応やメンタルヘルス対策の推進について、事業所の人事管理担当部署並びに人事管理担当者等産業保健関係職員に十分普及していない状況であるため、自殺の現状や対策を含め、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していくことが必要です。

【施策】

◇ 職域研修会の実施

保健福祉事務所・センター及び保健所が各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にして開催する研修会を実施します。

(5) 介護支援専門員等に対する研修

① 介護支援専門員への研修の実施

【現状】

- ・ 高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携して支援できるよう、介護支援専門員が適切にケアマネジメントを行うことが重要です。
- ・ 介護支援専門員として実務に就くためには、一定の期間ごとに更新に必要な研修を受講することが義務づけられています。

【課題】

- ・ 地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う介護支援専門員の資質向上を図ることを目的として、定期的かつ体系的に研修を実施する必要があります。

【施策】

◇ 介護支援専門員への研修の実施

介護支援専門員に対し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するための研修を実施します。

② 老人クラブ等への研修や情報提供の実施

【現状】

- ・ 老人クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的組織です。現在県内には、約3,300クラブ、19万人の会員がいます。
- ・ 友愛チームは、老人クラブが中心となってチームを編成し、在宅で寝たきりの高齢者や虚弱で独り暮らしの高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手となり、高齢者の孤独感を解消し、安心して日常生活が送れるよう支援しています。
- ・ このような友愛訪問活動は、現在約2,400の友愛チームによりおこなわれています。
- ・ 県は、老人クラブの会員の方や友愛訪問活動をしている方を対象に、こころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施しています。

【課題】

- ・ 老人クラブの会員の方や友愛訪問活動をしている方が、会員同士、また老人クラブの会員の方の家族や友人・知人、さらに在宅で寝たきりの高齢者や虚弱で独り暮らしの高齢者の方に対して、ゲートキーパーの役割を理解し、身近な相談できる人として高齢者の孤独感等に寄り添い、地域の高齢者の一人ひとりが安心して日常生活が送れるような支援を展開できるよう、老人クラブと連携して研修等に取り組むことが大切です。

【施策】

◇ 老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施

各地域の老人クラブと連携し、会員が主体となって企画している研修会において、ゲートキーパー養成研修を実施します。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(6) 民生委員・児童委員等への研修の実施

(6) 民生委員・児童委員への研修

① 民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施

【現状】

- ・ 地域では、核家族化の進行や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化等、地域社会における支え合いの機能が脆弱となる中、支援を必要とする人が増加しています。
- ・ 地域住民の困りごとの身近な相談相手であり、関係機関への「つなぎ役」を担う民生委員・児童委員に対して、活動に必要な知識の習得を図るために研修を行っています。

【課題】

- ・ 地域における課題が複雑化、多様化している中、民生委員・児童委員の役割はますます重要となっており、今後も継続して資質の向上を図り続ける必要があります。

【施策】

◇ 民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施

民生委員・児童委員への研修で、委員活動に必要な知識の習得を図ります。また、会議等の機会に、自殺対策に関する情報提供等を行います。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

① 多重債務相談窓口相談員等への知識、理解の普及啓発

【現状】

- ・ 貸金業法の改正による総量規制の導入等に伴い、多重債務問題は一時と比べ落ち着きをみせているところですが、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、また、多重債務が原因とみられる自殺者数も横ばいの状況であることから、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があります。

【課題】

- ・ 多重債務問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を有し、より適切な相談窓口につなげることができる人材の育成が必要です。

【施策】

◇ 生活再建支援相談研修

多重債務者問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を学ぶことで、自治体相談窓口の強化を図り、より適切な相談窓口につなげることができる人材を育成するため、研修会を実施します。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発

【現状】

- ・ 警察官や消防職員は、自殺により大切な人を亡くした直後に、遺族と接することが多くあります。
- ・ 自殺により遺された人は、複雑な感情を誰にも話せずに、一人で抱え込んでしまうことがあるため、迅速に適切な支援を行うことや、関連する支援情報等を提供することが必要です。
- ・ 県では、警察官や消防職員も含めた行政機関や関係機関の職員を対象に、自殺の現状や対策、自死遺族や自殺未遂者の支援等について、適切な知識、理解を進めるため、自殺対策基礎研修や地域自殺対策担当者研修を実施しています。

【課題】

- ・ 大切な人を亡くした直後に自死遺族と接することが多い警察官や消防職員に対して、研修等を実施し、遺族への理解を深め、支援情報等について情報を提供する必要があります。
- ・ また、警察官や消防職員は支援者として、自身のストレス対処法についても理解しておく必要があります。

【施策】

◇ 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】

警察官や消防職員も含めた行政職員を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(9) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進

(9) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進

① 自殺対策従事者へのこころのケアに関する研修の実施

【現状】

- ・ 相談者等が自殺企図に至る場合があることから、行政機関や関係機関の自殺対策に従事する職員へのこころのケアが必要です。
- ・ 県では、行政機関の職員等を対象に、「自殺対策基礎研修」や「地域自殺対策担当者研修」及び「ゲートキーパー養成研修」を実施し、その研修の中で、支援者自身のこころのケアについても必ず触れて、その知識、理解の普及に努めています。

【課題】

- ・ 行政機関や関係機関の職員等に対し、自殺対策に従事する職員へのこころのケアや、ストレスの対処方法について、知識、理解を普及することが必要です。

【施策】

◇ 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】

行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。

◇ ゲートキーパー養成研修【再掲】

県は、ゲートキーパー養成研修を開催するとともに、市町村が企画・実施する庁内職員等を対象としたゲートキーパー養成研修の企画への協力や、依頼に応じ講師を務めるなど、行政担当者等の人材養成を推進します。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(10) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

(10) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

① 支援者への支援

【現状】

- ・ 家族や知人、ゲートキーパーなど、こころの不安を抱える人や自殺企図者を支援する人が孤立せずに済むよう、これらの家族等に対する支援を推進する必要があります。

【課題】

- ・ こころの不安を抱える人や自殺企図者を支援する人に対しても、こころのケアや、ストレスの対処方法について、知識、理解を普及することが必要です。

【施策】

◇ ゲートキーパーフォローアップ研修【再掲】

県が実施したゲートキーパー養成研修の修了者に対して、知識の定着及びスキルアップ等を図るためのフォローアップ研修の開催促進に取り組みます。

また、ゲートキーパー養成研修の講師となる行政機関や関係機関の職員が、受講者に応じた研修内容を企画し実施するほか、養成したゲートキーパーのフォローアップ研修を実施するために、生きることへの支援等必要な情報や知識を得るための研修の実施に取り組みます。

- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
(11) 研修用教材更新及び普及啓発、新たな対象者向け教材やカリキュラム作成

(11) 研修用教材の更新及び普及啓発、新たな対象者向け教材やカリキュラムの作成

① 研修用教材の更新、様々な対象者向け教材の作成

【現状】

- ・ 地域の人材を養成する研修として、行政職員、住民、教職員、介護支援専門員、民生委員・児童委員、健康普及員、消防職員、その他（地域保健・福祉支援関係者、理美容関係者、ボランティア団体・地域団体、企業、学生等）、様々な対象者に対して、ゲートキーパー養成研修を実施しています。
- ・ 県や市町村が実施したゲートキーパー養成研修の修了者は、全県で、令和3年度までに159,817人となっています。
- ・ ゲートキーパー養成研修用教材に、支援対象別の情報や養成対象に合わせて選択できる教材を追加資料として作成し、配布しています。

【課題】

- ・ 各地域で取り組む自殺対策に合わせたゲートキーパー養成ができるよう、研修用教材の内容を随時見直し、更新し、新たな対象者向け教材の作成等充実させていくことが必要です。

【施策】

◇ 研修用教材の更新、普及啓発

自殺対策における最新の情報を反映させるなど、ゲートキーパー養成研修で使用する教材を更新するとともに、養成研修を実施する各機関に配布し、研修内容の質の維持と職員の負担軽減を図ります。